

(様式2)

「第3次京丹後市障害者計画」の概要

1 趣旨について

障害者基本法第11条第3項の規定により策定し、障害者のための施策に関する基本的な計画とします。

2 計画の理念について

「共に生きる障害者福祉の充実」

障害のあるなしにかかわらず一般社会の中で、障害のある人となない人が共に生きる社会が普通であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、障害に応じた自立生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念、さらに平成18年国際連合総会において採択された「障害者権利条約」の趣旨を踏まえた「障害者差別解消法」の基本方針のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、だれもが障害による様々な環境の不便さを自分のこととして意識し、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任をもって共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて引き続き施策の推進を図るため、「第3次京丹後市障害者計画」を策定するものです。

3 計画の視点について

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 社会のバリアフリー化の推進
- (3) 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開
- (4) 総合的かつ効果的な施策の推進
- (5) 市民参加と協働の推進

4 施策の基本方向並びに施策の取り組みについて (新規追加の取り組み)

- (1) 広報・啓発活動⇒■広報・啓発活動の充実 → 心のバリアフリー運動
障害者差別解消地域協議会
■福祉教育の推進
■交流活動の促進
- (2) 生活支援 ⇒ ■障害福祉サービス等の充実 → 精神障害者への地域生活支援
発達障害者への支援体制整備
■健康・医療体制の充実 → 医療的ケア児童の支援体制の構築
■権利擁護の推進
■地域福祉活動の推進

- (新規追加の取り組み)
- (3) 療育・教育 ⇒ ■障害の早期発見・対応 →発達支援体制の構築
■就学前療育・保育の充実
■障害のある子どもの教育の充実 →自己実現を目指す
生涯学習の推進
- (4) 雇用・就労 ⇒ ■障害のある人の雇用の場の拡大
■総合的な支援施策の推進
- (5) 生活環境 ⇒ ■ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進
■防災・防犯への対応
- (6) 生きがい・社会参加支援 ⇒ ■文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
■社会参加を促す支援の充実
(移動、コミュニケーション、情報取得)

5 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。